

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年7月9日提出
【ファンド名】	マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	03-6774-5100
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス」(以下、「当ファンド」といいます。)について、繰上償還(信託終了)の予定があるため、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ. 繰上償還(信託終了)予定日

2019年11月20日(当ファンドの繰上償還(信託終了)に対し異議申立てをされた受益者の受益権口数の合計が2019年7月10日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還(信託終了)します。)

ロ. 繰上償還(信託終了)に係る決定に至った理由

当ファンドは2006年8月10日に設定し、主として中華人民共和国(香港を含み、以下「中国」といいます。)および中国周辺国の株式、株価連動証券ならびに株価指数先物に投資を行い、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、2019年4月末時点の受益権口数が約6.2億口と信託約款に定める繰上償還(信託終了)の基準となる口数(10億口)を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還(信託終了)する予定です。

ハ. 繰上償還(信託終了)に関する情報の受益者に対する提供または公衆縦覧

- ・2019年7月10日時点の当ファンドの知られたる受益者に対し、繰上償還(信託終了)しようとする旨、および異議申立の手続き等を記載した書面を交付します。
- ・2019年7月10日に電子公告の方法にて、アセットマネジメントOne株式会社のホームページ(<http://www.am-one.co.jp/>)に掲載します。